

退職者長期滞在ビザ Non-Immigrant O-X(Long Stay)

申請時間： 9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)に掲載
受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）に受領

入国回数	マルチプル
査証有効期間 (発効日から)	5年
査証審査料	44,000円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日から)	1年6ヶ月以上

必要書類

1. ビザ申請用紙 2枚 (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf)
2. 証明写真 2枚
 - 縦4.5cm×横3.5cm（6カ月以内にカラーで撮影）
 - 申請用紙に1枚ずつ貼り付けて提出
3. パスポート 原本 および コピー 2部
 - パスポートは未使用の査証欄が2ページ以上必要
 - コピーはデータ面（顔写真のある面）をA4サイズで取ること※日本国籍以外の申請者は、以下の資料も必要
 - ①パスポート番号記載面・所持者サイン記載面 コピー
 - ②在留カード 表裏 コピー
4. 経歴書 要申請者本人の直筆署名 2部 (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/long_stay.pdf)
5. 金融証明書（下記2項より1項） 原本 および コピー
 - a. タイ国内銀行で発行した預金残高証明書 3,000,000バーツ以上の預金額
 - b. タイ国内銀行で発行した預金残高証明書 1,800,000バーツ以上の預金額および収入を証明できる書類 1,200,000バーツ以上の受給額●3か月以内に発行されたもの
6. 無犯罪証明書 原本 1部
 - 発行後3ヶ月以内
 - 本人開封無効
 - 要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）
7. 国公立病院発行の健康診断書 英文原本 および コピー
 - 禁止疾患：ハンセン病・結核・麻薬中毒・象皮病・第三期梅毒に罹患したことがないことを示す内容を含むもの
 - 発行後3ヶ月以内
 - 要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）

8. タイ王国国内の保険会社により発行された健康保険証明書 原本 および コピー

- 外来患者の治療費 40,000 バーツ以上、また入院患者の入院費 400,000 バーツ以上保障される保険のみ (右記ホームページ内記載の会社のみ有効 <http://longstay.tgia.org>)

9. 航空券 (e チケット) または フライト予約確認書 コピー2部 (英文または和文のみ)

- 航空会社または旅行会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの

10. タイでの居住地を証明する書類 コピー2部

※退職者長期滞在ビザ Non-Immigrant O-X(Long Stay)は計10年間滞在可能なビザになりますが、当館では5年間滞在可能なビザのみ発給が可能であり、残り5年間はタイ国内にあるタイ王国入国管理局にて延長可能となります。

※タイ国内の銀行預金残高が3,000,000 バーツ以上の申請者又は配偶者の方は、タイ入国後1年間は残高が3,000,000 バーツを下回るような預金口座からの引き落としを行うことができません。ただし、入国日から1年経過した時点で引き落としは可能。引き落とし目的は、治療費の支払い、コンドミニアム購入、航空券購入、子供の学費支払いなど、タイ王国国内で発生する支払いのみに限ります。引き落とし後の預金残高は1,500,000 バーツ以上であることに限ります。

※タイ国内の銀行預金残高が1,800,000 バーツ以上で年1,200,000 バーツ以上の収入の申請書又は配偶者の方は、タイ入国後1年以内にタイ国内の預金口座に残高3,000,000 バーツ以上となる入金を行う必要があります。且つ1年間は引き落としはできません。ただし、入国日から1年経過した時点で、引き落としは可能。引き落とし目的は、治療費の支払い、コンドミニアム購入、航空券購入、子供の学費支払いなど、タイ王国国内で発生する支払いのみに限ります。引き落とし後の預金残高は1,500,000 バーツ以上であることに限ります。

※健康保険は1年間のみの保証となるため、タイ国内滞在期間内は、毎年更新手続きが必要です。